

第七十四回 帝國議院
衆議院

職員健康保険法案委員會議錄(速記)第九回

付託議案(審査終了ノモノヲ除ク)
船員保險法案(政府提出)
健康保險法中改正法律案(政府提出)

昭和十四年三月十六日(木曜日)午後二時十
六分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 真鍋 勝君

理事中崎 俊秀君 理事成島 勇君
理事小串 清一君

高木条太郎君 土屋清三郎君
本田彌市郎君 野方 次郎君

南 鼎三君 田子 一民君
濱地 文平君 永山 忠則君

山崎 常吉君 道家齊一郎君
米窪 滿亮君 塚本 重藏君

同日委員米窪滿亮君辭任ニ付其ノ補闕トシ
テ塚本重藏君ヲ議長ニ於テ選定セリ

出席國務大臣左ノ如シ

厚生大臣 廣瀬 久忠君
出席政府委員左ノ如シ

厚生政務次官 津崎 尚武君
厚生參與官 綾部健太郎君

厚生省衛生局長 林 信夫君
保險院總務局長 佐藤 誠一君

保險院社會保險局長 清水 玄君
決サレマシタ——是ヨリ討論ニ入りマス、否

保險院簡易保險局長 藤川 靖君

保險院書記官 川村 秀文君

高木条太郎君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
船員保險法案(政府提出)

健康保險法中改正法律案(政府提出)

○真鍋委員長 是ヨリ開會致シマス、既ニ

昨日ヲ以テ質疑ハ打切ツテアリマス、ソレ
デ今日御諸リヲ致シマスガ、土屋君ノ方カ

ラスウ云フ決議ヲ附シテハドウカト云フヤ
ウナ御話ガアリマシタ、一應讀上げマス、
「診療錄ノ査閱ヲ醫師法以外ノ他ノ命令ヲ

以テ行フハ社會人心ニ甚大ナル不安ヲ與フ
ルノミナラズ、政治的ニ之ヲ悪用スルノ虞

尠シトセズ、政府ハ現行醫師法立法ノ趣旨
ニ鑑ミ、醫師法以外ノ他ノ命令ヲ以テ是ガ

查閱ヲ爲スヲ廢止スベシ」斯ウ云フヤウナ
決議ヲシタイト云フ申出デガアツタノデア

リマスガ、モウ既ニ皆様ニ御諸リヲ致シマス、斯様
ナ決議ニ賛成ノ方ノ起立ヲ願ヒマス、

ラレルト思ヒマスカラ、土屋委員ノ申出ニ
對シマシテ皆様ニ御諸リヲ致シマス、斯様
ナ決議ニ賛成ノ方ノ起立ヲ願ヒマス、

ハ寧ロ本案ノ後レテ居ツタコトヲ遺憾ト
スル者デアリマス、然ルニ此ノ度提出セラ
ズ、是マデ此ノ制度ノ無カツタコトハ、私

レタ此ノ案ニ付テ檢討致シテ見マスノニ、
幾何カハ私共遺憾ノ點ガアルノデアリマス、
テ、勿論之ヲ以テ万全トハ思ハナイノデア

リマス、定メシ厚生省ノ方デモ是デ満足

○真鍋委員長 賛成者二人デアリマス、否
(賛成者起立)

○高木委員 私ハ立憲民政黨ヲ代表致シマ
シテ本案ニ賛成スル者デアリマス、海國日
本ト致シマシテ、海ニ依ツテ發展セネバナ
ラナイコトハ勿論ノコトデアリマシテ、古
ヨリ海運業ニ、或ハ漁業ニ、海洋デ働イテ、
殆ド世界ノ海ノ大半ヲ制霸シテ居ル現状デ
アリマス、然ラバ其ノ船員タル者ハドウカ
ト云ヘバ、家庭ニ於ケル樂ミヲ爲スコトモ
出來ズ、海ニ働イテ居ルノデアリマシテ、
中小漁業ナドニ致シマシテモ一箇月モ、二
箇月モ歸ラズ、海上ノ遺利ヲ拾ヒツツアル
ヤウナ狀態デアリマス、日本國ノ富ガ是マ
デ发展シタ其ノ基因ハ、此ノ海ノ人々ノ功
績ガ甚ダ大デアルト云フコトヲ私ハ信ズル
ノデアリマス、然ルニ此ノ方面ノ共濟施設
ナリ、社會制度ハ相當整備シツツアルニ拘ラ
ズ、是マデ此ノ制度ノ無カツタコトハ、私
ノ休養ヲ爲サシマルト云フ折角ノ社會立法
ヲ、成立サセタイト云フ熱意ヲ以テ私ハ贊
成スル者デアリマス、餘リ多クハ申シマセ
ヌガ、質問ノ時ニモ申上ゲマシタガ唯茲ニ
申上ゲテ置キタイコトハ、漁業船員ニ對シ
マシテノ特異性ガ、餘リ織込シデナカツタコ
トハ、尙更ラ遺憾ニ思フノデアリマスカラ
私ハ茲ニ希望事項ヲ附シマシテ賛成スル者
デアリマス、希望事項ヲ朗讀致シマス
希望事項

一、漁船乗組員ハ第十七條第一項第三號
勅令ヲ以テ之ヲ本法中ヨリ除外スル

コト

二、漁船乗組員ニ對シテハ其ノ特殊性ヲ考慮シ本法ト別ニ漁船員保険法ノ制定又ハ漁船員共濟制度ノ樹立ヲ爲スノ要アリ、仍テ政府ハ速ニ之ガ立案ヲ爲シ次議會ニ提出スルコト

此ノ最モ強キ意味ヲ持チマシタ希望事項ヲ

附シマシテ、本案ニ賛成スル者デアリマス

○眞鍋委員長 濱地文平君

○濱地委員 本案ニ對シマシテハ尙ホ遺憾ノ點ヲ認メルノデアリマスケレドモ、茲ニ立憲政友會ヲ代表致シマシテ、贊意ヲ表スル者デアリマス、但シ先般本員ノ質問中ニ述べマシタ通り、漁業船員ニ關シマシテハ、母船式漁業ニ從事スル母船船員ヲ除キテ、別ニ保険制度又ハ共濟制度ヲ考慮セラレンコトヲ、希望條件トシテ置ク次第アリマス

○眞鍋委員長 山崎常吉君

○山崎委員 私ハ第一議員俱樂部ヲ代表致シマシテ、本案ニ對シテ賛成ノ意ヲ表シマス、既ニ申上げマスマデモナク、今政府ハ社會立法的見地カラ、斯様ナ船員保護ノ案ヲ御提案ナサツテ、洵ニ結構ナコトと思ヒマス、併シ私共ハ人力確保、此ノ見地カラ行キマスレバ、社會政策的建前デハイケナ

イ、最モ根本的ニ人力擴充ノ方法ヲ圖ラネ

バナラナイト存ジマス、ソレニハ又別個ノ

リマスケレドモ、是デ十分トハ斷ジテ考ヘ

制定ナサツテ、海員ノ保護ニ當ラレルト云

フコトニ付キマシテハ、満足ヲ表スル者デ

アリマス、更ニ此ノ事變下ニ於キマスル

國際的取引、又第一線ノ將兵ノ送迎ヘ、斯

ウ云フヤウナ點ニ付キマシテ、船員ノ勤キ

ハ實ニ國民全體トシテ感謝ニ堪ヘナイノデ

アリマス、既ニ聞ク所ニ依リマスレバ、其

ノ間ニ身ヲ犠牲トシテ燈籠ク船員諸君モ、

多々アルカニ聞及ブノデアリマス、是等ニ對

スル方策モ將來立テ戴カナケレバナラヌ

ノデハナイカ、本法案ニ付キマシテハ、既ニ保

險制度調査會ニ於キマシテ、一つノ案ガ立

テラレタト云フコトヲ聞及ビマス、此ノ保

險制度調査會ニ於テ立テラレタ案ヨリハ、

茲ニ提出セラレタ案ハ、大分低下シテ居ル

ト云フコトヲ聞キマス、或ハ政府負擔ノ金

ニ致シマシテモ、其ノ案ニ依リマスレバ、

三分ノ一政府ガ負擔ヲスル、所ガ此ノ案ニ

依リマスレバ、五分ノ一ノ負擔ノ案ニナツ

テ居ルノデアリマス、又給付期間ノ短縮ト

云フヤウナコトモ聞及ビマス、是等ノ諸點

ニ對シマシテ海員救濟ノ根本ヲ、軽テ御立

テ下サル意味カラ、曾アノ保険制度調査會

ニ於キマシテ立テラレマシタ案ハ勿論ノコ

ト、ソレ以上救濟ノ根本ニナルト云フヤウ

ナ工合ニ、御進ス下サランコトヲ希望致シ

マシテ原案ニ賛成致シマス

○眞鍋委員長 米窪満亮君

○米窪委員 私ハ社會大衆黨ヲ代表致シマ

シテ、本案ニ賛成ノ意ヲ申述べマス、私共

ノ理想ト今採決セントスル本案トノ間ニ

ハ、相當ノ距離ガアリ、又先程山崎委員カ

ラモ言ハレタ通り、保険制度調査會ノ決定

ノ案ト本案トノ間ニハ、相當改惡サレタ點

ハ、相應シクナイト、御當局ニ認メラレテ

シテ、成ルベク多クノ被保險者ヲ、此ノ保

ガアルノデアリマシテ、養老年金ニ對スル

國庫負擔金ガ、三分ノ一カラ五分ノ一二ナ

ツテ居ル、或ハ療養ノ給付ガ一年カラ六箇

月ニナツタ、或ハ死亡手當ヲ受ケル資格ガ、

原案ニナカツタノガ、三年經タナケレバ得

ラレナイ、斯ウ言ツタ諸點ニ於テ、保険制

度調査會ノ案ヨリモ改惡サレタ點ガアリマ

スガ、是ハ厚生大臣及び其ノ他厚生御當局

ノ誠意ニ信頼致シマシテ、必ズヤ將來適當

ノ機會ニ改正サレルコトヲ信頼シマシテ、

賛成スル次第アリマス、何卒厚生大臣及

ビ厚生御當局ニ於テ、將來適當ノ機會ニ、

ニ賛成スルノデアリマス

スコトニ付テ、御努力ヲ願ヒタイト思フノ

デアリマス、最後ニ私共ノ希望ト致シマシ

テ、先程高木委員カラモ言ハレタノデアリ

マスガ、本保険ノ被保險者ノ數ハ、割合ニ

他ノ保険ニ較ベテ少イ、隨テ保険數額カラ

言ヒマシテモ、成ベク多クノ被保險者ヲ得

タ、是ヨリ採決致シマス、本案ニ賛成ノ方
ノ起立ヲ願ヒマス

〔起立總員〕

○眞鍋委員長 起立總員、本案ハ滿場致可決サレマシタ——本案ノ可決ニ臨ミマシテ一言御挨拶ヲ申上ゲマス、此ノ委員會開會中ハ、極メテ慎重ナル態度ヲ以テ臨マレス、本日ハ開會時間ガ餘程遅レマシテ、貴重ナル皆様ノ時間ヲ空費致シマシタコトハ、是偏ニ私ノ不徳ノ致ス所ト存ジ、慚愧ニ耐ヘザル次第デアリマス、(「ノ一」「ノ一」)事情斯ノ如キニナリマシタコトニ付キマシテ、深ク責任ヲ感ズルノデアリマス、謹シデ御挨拶ヲ申上ゲマス(拍手)

○瀬瀬國務大臣 引續キマシテ御迷惑デアリマスガ、本委員會ニ付託サレマシタル健康保険法中改正法律案ノ審議ヲ致シマス、先づ政府當局ノ御説明ヲ御願致シマス——廣瀬厚生大臣

○廣瀬國務大臣 只今議題トナリマシタ健保法中改正法律案ニ付キマシテ、提案ノ理由並ニ其ノ要旨ヲ説明申上ゲマス、御承知ノ如ク健康保険法ハ、工場、礦山等ニ使用セラル者ノ爲ニ、其ノ疾病又ハ負傷等

ニ關シ、療養ノ給付又ハ傷病手當金等ノ支給ヲ爲シ、以テ是等勞働者其ノ他小額所得被傭者ノ生活ノ安定ヲ計リ、勞働力ヲ保全シ、產業ノ進展ニ寄與スルノ趣旨ヲ以テ、昭和二年一月一日ヨリ實施サレ、現在ニ至ツテ居ルノデアリマス、而シテ最近ノ實績ニ依リマスト、被保險者數約四百万人、保險給付費用年額約四千五百万圓ニ上リ、將來尙ホ増加ノ趨勢ニアルノデアリマシテ、其ノ實施以來勞働者等ノ爲ノ生活安定、及び健康ノ保持増進ノ保護施設トシテ、少カラザル好結果ヲ齎ラシツツアルト共ニ、產業能率ノ進展上モ、多大ノ好影響ヲ及ボシツツアリ、殊ニ現下ノ時局ニ際シマシテハ、銃後產業戰線ヲ充實強化致シマス施設トシテ、益々其ノ重要性ヲ痛感サレル次第ニアリマスガ、健康保險實施以來十年餘ノ實績ニ微シマシテ、保險經濟上相當ノ餘裕ノアリマス場合ニハ、法定ノ本來ノ給付ノ外ニ、或ル程度附加的ノ給付ヲ爲シ得ルノ途ヲ拓クコトト致シマスノガ、適當ト考ヘラレマスト共ニ、職員健康保險法案及ビ船員保險法案ノ提案ニ伴ヒ、改正ヲ必要トスル點ガアリマスノデ、茲ニ本改正法律案ヲ提出スルニ至ツタ次第デアリマス

マスト、次ノ數點デアリマス先づ今日職員
健康保険法案及び船員保険法案ガ、提案サ
レルコトニナリマシタノデ、之ニ伴ヒマシ
テ是等ノ保険制度トノ間ニ於ケル被保險者
ノ異動等ニ關聯致シマシテ、健康保険法中
付ノ支給ニ關スル規定等、關係規定ヲ整備
改正スルコト致シテ居リマス

次ニ現行法ニ於ケル保険給付ハ、被保險
者ノ疾病、負傷、死亡又ハ分娩ニ限ラレテ
居ルノデアリマスガ、之ヲ被保險者ノ家族
ノ、疾病又ハ負傷ニ關シマシテモ、一定條件
ノ下ニ或ル程度療養費ノ補給ヲ爲シ得ルノ
途ヲ拓イタノデアリマス、尙ホ此ノ場合被
保險者ガ出征致シマシタヤウナ場合ニモ、
其ノ家族ノ傷病ニ付テ、療養費ノ補給ヲ爲
シ得ルコト致シテ居リマス、又傷病ニ關
スル保険給付ノ支給期間ハ、從來百八十四
デアリマシタモノヲ、結核性疾患ニ關シマ
シテハ、一定條件ノ下ニ之ヲ一年ニ延長ス
ルコトガ出來ル途ヲ拓イタノデアリマス
尙ホ其ノ他事務簡捷ヲ圖リ、保險事務ノ能
率ノ増進ヲ期シマス爲ニ、手當金支給期間
中モ保険料ヲ徵收シ、或ハ分娩給付費用ノ
被保險者間ニ於ケル分擔ニ關スル規定ノ廢止
ヲ爲ス等ノ改正ヲ致シテ居リマス、何卒御

○眞鍋委員長 本法律案ニ對シテ、資料ノ御要求ガアリマスナラバ、此ノ際ニシテ戴キマス
和二年ニ本制度ガ實施サレテカラ、爾來保険金ノ積立ガ相當アルト云フコトデアリマス、ドウ云フ程度ニナツテ居リマスカ、ソレ等ノ數字ヲ一ツ御示シヲ願ヒタイト思ヒマス、ソレカラ現在鑛山等ノ被保險者ニ對シマシテ、政府ハ特別ニ日本醫師會ニ對シマスガ、尙ホ一層是等ニ對シマシテ、ドリマスガト、其ノ保険ノ特別給與ヲシテ居ルノデアリマスガ、尙ホ一層是等ニ對シマシテ、ドリマスガトニシテ居ルカト云フヤウナコトニ付テ、現在鑛山等ノ被保險者ノ表ト云フヤウナコトニ關シテノ資料ヲ御示シ願ヒマス
○田中委員 健康保険、國民健康保険、船員、職員モ皆デアリマスガ、假リニ國民健康保険デアルナラバ、完成期ハドノ位ノ見込ニナツテ居リマスカ、ソレト總テノ經費、組合ノ掛金、或ハ政府ノ補助金、ソレカラ全部ノ申デ事務費ガ大凡ドノ位ニナツテ居ルカ、其ノ事務費ハ單ニ中央ダケデナシニ、地方ニモ相當事務費ガ使ハレテ居リマス、是ハチツトハ行クマイガ大體ノ目安ヲ、健

康保險ヤ國民健康保險バカリデナク、皆ノサウ云フ數字ヲ願ヒタイ、此ノ次マデデ宜シウゴザイマス

○塙本委員 私モ一ツ資料ヲ御願シタイト思フノデスガ、最近三箇年間ノ工場、礦山ニ於ケル災害ノ件數、是ハ災害ダケデナク、死亡竝ニ傷病共ニ御願シタイ

○山崎委員 私ハ最近ノ軍需工業地帶ノ労働者ノ傷害ト死亡ノ状態ノ統計、ソレカラ農村ト都市ノ男女別死亡率、此ノ統計ガ戴キタイ

○南委員 私ハ乳幼兒ノ死亡率、諸外國ノ統計モアリマスレバ其ノ統計、又「カロリ」、所謂食餌滋養ト其ノ體質ニ及ボス受胎關係ノ模様ノ御調査ガアリマシタナラバ戴キタイ、多分マダソコマデ行ツテ居ラナイダラウト思ヒマスガ、榮養ニ付テ何十万人、何万人ヲ試験臺ニ載セタト云フ例ハ、諸外國ニハ皆アリマスガ、日本デハマダヤツテ居ラヌダラウガ、ヤツテ居ツタナラバ、其ノ表ヲ戴キタイ、是ダケデス

○眞鍋委員長 他ニゴザイマセヌカ——ソレデハ本日ハ是ニテ散會致シマス、明日ハ午前十時カラ開會致シマス、何レ又公報ヲ以テ御通知致シマス

午後二時四十三分散會

昭和十四年三月十六日印刷